

せんだい健幸省エネ住宅の認定に関する要綱

(令和5年5月24日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における脱炭素の推進に効果的で、かつ、室内の気温変化を抑えることで快適な生活環境を確保し、居住者の健康にも資する高断熱住宅の普及促進を図るため、特に断熱効果が高いと認められる住宅（以下「せんだい健幸省エネ住宅」という。）の基準を定めるとともに、その認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定対象及び申請主体)

第2条 せんだい健幸省エネ住宅の認定の対象となる住宅は、市内に所在する一戸建ての住宅（以下「戸建住宅」という。）とする。

2 せんだい健幸省エネ住宅の認定の申請をすることができる者は、戸建住宅の新築（新築された建売物件の購入を含む。以下同じ。）又は改修を行う者とする。

(認定基準)

第3条 せんだい健幸省エネ住宅の認定基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 新築の場合 新築した戸建住宅が、表1のア欄に掲げる性能区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる断熱性能（外皮平均熱貫流率）及びウ欄に掲げる気密性能（相当隙間面積）を満たすものであること

表1 断熱等評価基準（新築）

ア 性能区分	イ 外皮平均熱貫流率[W/(㎡・K)]	ウ 相当隙間面積[c ㎡/㎡]
S-G3	0.23 以下	1.0 以下
S-G2	0.34 以下	
S-G1	0.48 以下	

- (2) 改修の場合 改修後の戸建住宅が、表2のア欄に掲げる性能区分に応じ、同表イ欄に掲げる断熱性能（外皮平均熱貫流率）を満たす改修工事であること

表2 断熱等評価基準（改修①）

ア 性能区分	イ 外皮平均熱貫流率[W/(㎡・K)]
S (re) -G3	0.23 以下
S (re) -G2	0.34 以下
S (re) -G1	0.48 以下

- 2 前項各号において、「外皮平均熱貫流率」とは、建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イの外皮平均熱貫流率をいう。
- 3 第1項第1号において、「相当隙間面積」とは、日本産業規格A2201（送風機による住宅等の気密性能試験方法）-2017に規定された方法により測定された相当隙間面積をいう。

(認定の申請等)

第4条 せんだい健幸省エネ住宅の認定を受けようとする者は、せんだい健幸省エネ住宅認定申

請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) B E L S 評価書(建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」における評価書をいい、外皮平均熱貫流率が確認できるものに限る。)の写し等
- (2) 気密性能試験結果の写し(新築の場合に限る。)
- (3) 住宅の性能及び省エネ性能向上に関する説明書(様式第2号)
- (4) 建物全景写真(様式第3号)
- (5) 住宅施工証明書(様式第4号)

2 第1項の規定による申請を実施しようとする者は、この要綱に定める申請手続について、代行を求めることができる。

(認定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による認定の申請があったときは、その内容を審査し、第3条第1項各号の基準に適合すると認めるときは、当該戸建住宅をせんだい健幸省エネ住宅として認定するものとする。この場合において、市長は、申請者に対し、せんだい健幸省エネ住宅認定証(様式第5号)を交付するものとする。

2 前項の場合に加え、市長は、せんだい健幸省エネ住宅補助金(新築向け)交付要綱(令和5年6月27日環境局長決裁)第8条又はせんだい健幸省エネ住宅補助金(全体改修向け)交付要綱(令和6年3月27日環境局長決裁)第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第3条第1項各号の基準に適合すると認めるときは、当該戸建住宅をせんだい健幸省エネ住宅として認定するものとする。この場合において、市長は、申請者に対し、せんだい健幸省エネ住宅認定証(様式第6号)を交付するものとする。

3 市長は、第2項の規定による審査の結果、第3条第1項各号の基準に適合しないと認めるときは、せんだい健幸省エネ住宅基準不適合通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、第4条第1項の規定による申請を取り下げようとするときは、せんだい健幸省エネ住宅認定取下届(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該取り下げの前に提出された申請書の正本及び添付書類等の返却は行わないものとする。

(認定を受けた戸建住宅の管理等)

第7条 せんだい健幸省エネ住宅の認定を受けた戸建住宅の建築主は、当該戸建住宅を適切に管理し、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 関係図書について、工事履歴が確認できるように保存すること
- (2) 改修工事を行う場合にあっては、気密性能が損なわれないよう適切に処理すること
- (3) 省エネ性能の向上について、第4条第1項の申請書のとおり行うこと

(認定の取消し)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段によりせんだい健幸省エネ住宅の認定を受けたことが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

(実施細目)

第9条 この要綱の実施細目は、脱炭素都市推進部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から実施する。

附 則（令和6年3月27日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和8年4月1日改正）

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。